

国土利用計画を策定

市では、市内の土地を長期に、適正かつ安定して利用できるように「国土利用計画」を策定しました。この計画は、全国計画と県国土利用計画を基本に策定したもので、土地利用に関するすべての計画の指針となるものです。

国土利用計画とは

国土利用計画法に基づいて総合的・計画的な国土の利用を図るため、国、都道府県、市町村ごとに策定される計画です。
地域内の土地の利用計画など、土地の利用に必要な事項について定められています。

計画の期間

この計画は、平成23年3月の市議会での議決を受けて策定しました。
計画の期間は、平成23年から平成32年までの10年間です。

計画の構成

計画書は、大きく次の3つで構成されています。
①基本構想
基本理念や基本方針などを定め、地域別と利用区分別の土地利用の方向を示しています。
②利用目的ごとの規模の目標と地域別概要
農用地や宅地、森林などの利用区分に応じた将来の規模を示しています。また、地域ごとその特性を生かした土地利用の方向性を位置づけています。
③必要な措置の概要
①と②に掲げる事項を達成するために法律に基づく適正な運用、災害防止・環境保全などへの配慮や市民協働による管理などの必要な措置を示しています。

4つの基本方針

地域特性に配慮し、魅力ある環境づくりが図られるよう、次の4つの基本方針

の4つに重点をおいた土地利用を進めます。

自然環境の保全と共生

森林、農用地、河川など、自然環境は貴重な資源であり、災害や温暖化を防ぐ機能を有しています。こうした資源を保存しながら、人と自然が共生できるまちづくりを進めていきます。

新市の一体性と地域の特性への配慮

本市は、南部が緑豊かな脊振雷山系の森林、北部は玄界灘に面した海岸。その間には豊かな田園などさまざまな要素があります。
市の一体性を確保しながら、地域の特性に配慮したまちづくりを進めます。

地域資源の有効活用

地域資源を生かした個性的なまちづくりがこれまで以上に求められているため、地域資源を最大限に生かすことができるまちづくりを進めます。

社会経済活動の向上

九州大学伊都キャンパスの立地は、地域活性化の後押しになっています。そこで、計画的な市街地形成と新たな産業用地の確保、大学関連施設の誘致や居住人口の確保など、社会経済活動の向上を図ります。

都市的整備ゾーン

都市機能を集積し、利便性と賑わいを創出するゾーンで、次の5つの地域で構成されています。

都市拠点地域

コンパクトな土地利用を推進し、人が集い、賑わいを生み出す地域

九州大学連携地域

九州大学との連携を意識し、企業・研究施設の立地のための地域

商業地域

魅力的で賑わいのある商業地を形成し、地場産業の活性化を図る地域

工業・流通地域

交通の利便性を生かした工業・流通企業、研究施設の立地を促進する地域

住宅地域

新たな人口の受け皿と生活基盤の整備を進め、緑豊かで利便性の高い良好な居住環境をめざす地域

農業・農村振興ゾーン

優良農用地の保全に努めながら、農

森林保全ゾーン

脊振雷山県立自然公園を中心とするゾーンで、林産物の供給のほか、河川や海の水質保全、地球温暖化の防止など、森林が有する多面的な機能の維持に努めます。
また、市民に森林の持つ公益的機能を理解してもらうとともに、林業の担い手不足や荒廃林などの問題をボランティアのみならずと協力して解決し、森林や里山の保全を進めます。

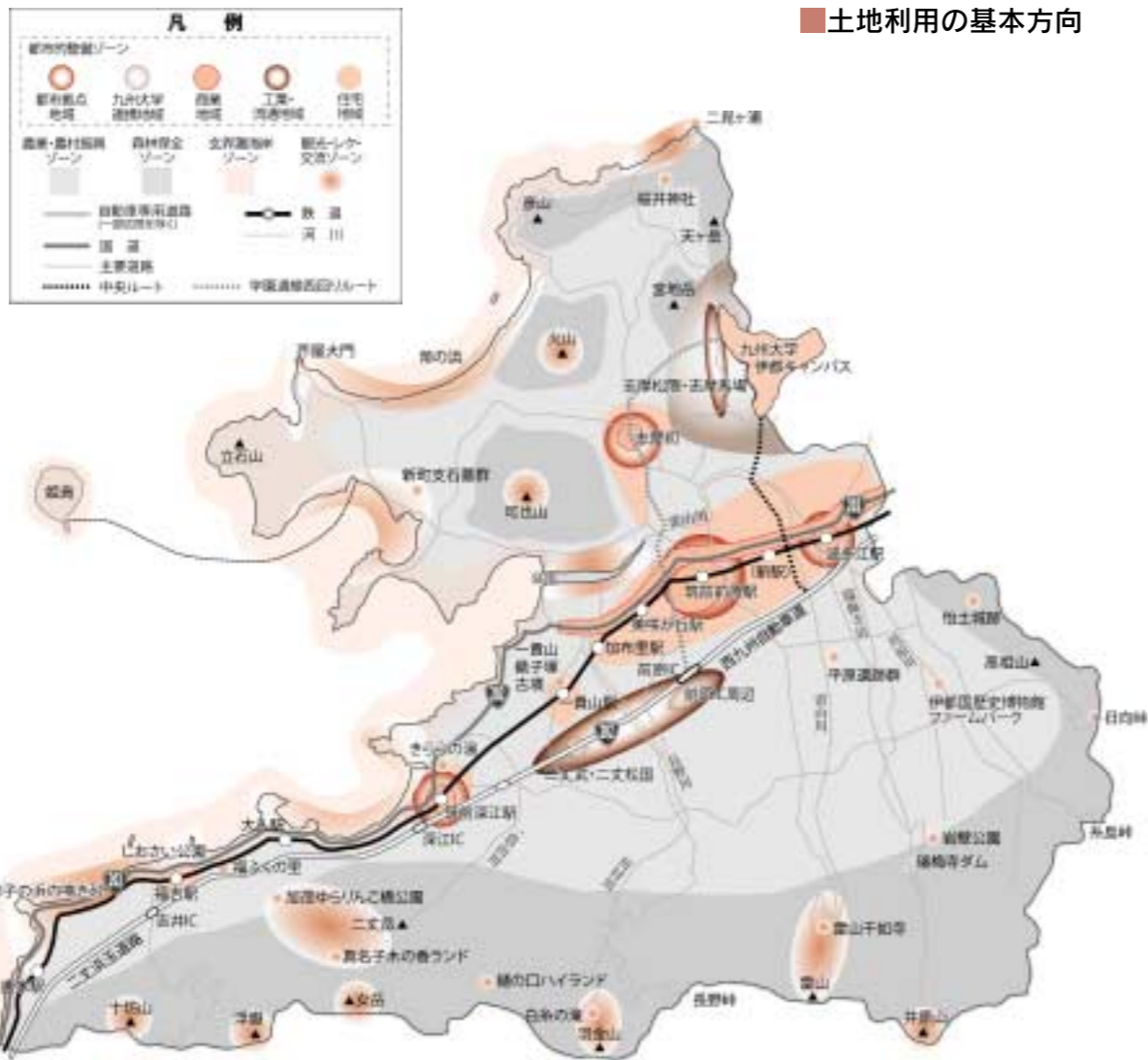
玄界灘海岸ゾーン

玄海国定公園とその周辺ゾーンで、景観や自然環境を保全し、水産資源の保存・育成・管理と水産物の安定供給を進めます。
また、新鮮で安全な水産物の提供、ブルーツーリズムの推進など水産業の振興を図ります。

観光・レク・交流ゾーン

豊かな自然環境を生かした観光、レクリエーションなどを促進します。
また、文化財などをはじめとする地域資源を生かした歴史と文化を感じることで、拠点の形成を図ります。

土地利用の基本方向



土地利用の基本方向

計画では、「地域類型別」と「利用区分」を「地域別」に区分し、土地利用の基本方向を示しています。

地域類型別の基本方向

地域の特性を考慮し、ゾーニング形態によって、次の5つに区分して基本方向を定めました。